

B. 事業創造、雇用拡大	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
試験研究税制、IT・環境投資促進税制措置の見直しを検討する。	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	平成15年度税制改正において、研究開発減税として、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の創設、産学官連携の共同研究・委託研究に係る特別税額控除制度の創設、中小企業技術基盤強化税制の拡充を行うとともに、設備投資減税として、ソフトウェアを含むIT投資促進税制・開発研究用設備の特別償却制度の創設等を実施することとしている。	第156回国会に、平成15年度税制改正法案を提出。		第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段によりPR・情報提供を行う。
ロ. 歳出改革					
文部科学省は、「英語が使える日本人」の育成を目指し、平成14年度中に英語教育の改善のための行動計画をとりまとめる。平成15年度から外国人の優秀な外国語指導助手の正規教員等への採用を促進する。	文部科学省	『「英語が使える日本人」の育成のための戦略構想－英語力・国語力増進プラン－』を策定(平成14年7月)。平成15年度予算案を踏まえ、戦略構想を見直し、行動計画を策定予定(平成14年度中)	各都道府県教育委員会等において、学習者のモチベーションの高揚、教育内容等の改善、英語教員の資質向上など英語教育の抜本的改善のための施策の実施に向けた取組が活性化。	『「英語が使える日本人」の育成のための行動計画』を策定し、関連施策を着実に推進する。	『「英語が使える日本人」の育成のための行動計画』の策定及び着実な実施。(平成15年度予算案1,100百万円)
文部科学省、経済産業省及び関係府省は、事業化支援や起業家育成(インキュベーション)事業の充実等により「大学発ベンチャー100社計画」を推進する(平成14年度以降3カ年)。	文部科学省	大学発ベンチャーの創出を支援する制度など産学官連携を推進する(平成15年度予算案7,945百万円)。 国立大学にインキュベーション施設を整備(23大学)	平成14年8月時点で453の大学発ベンチャーが創出。		大学発ベンチャー創出を支援する事業において、平成15年度からプログラム管理者(プログラムオフィサー)を配置することなどにより、制度の適切な運用を図る予定。

<p>文部科学省、経済産業省は、平成14年度以降も引き続き、民間人の大学への登用、産学におけるワンストップ窓口の整備など、大学等における連携推進体制を構築する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・民間企業等出身の専門人材を国立大学共同研究センター等へ配置する(平成15年度予算案1,356百万円)。 ・大学知的財産本部整備事業を推進する(平成15年度予算案2,415百万円)。 ・国内の国公立大学等における産学官連携窓口をまとめた冊子(CONTACT'02)を作成し配布。</p>	<p>平成15年2月時点で民間企業等出身の専門人材を国立大学共同研究センターに102名配置。</p>		<p>・専門人材の充実及び情報交流を促進する。 ・大学知的財産本部整備事業等を引き続き実施。</p>
<p>文部科学省、経済産業省は平成14年度から、大学発ベンチャーの育成、公設試験機関や企業の有する基礎研究の実用化等の観点から、マッチング事業等を推進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>大学発ベンチャー創出支援、産学官共同研究推進のためのマッチングファンド、科学技術振興事業団における特許の戦略的取得に向けた事業を推進。(平成15年度予算案8,150百万円)</p>	<p>平成14年8月時点で453の大学発ベンチャーが創出。</p>		<p>大学発ベンチャー創出支援、産学官共同研究推進のためのマッチングファンド、特許の戦略的取得のための事業を引き続き実施。</p>
<p>我が国の国際競争力を強化し、経済を活性化していくために、知的財産戦略会議が取りまとめる知的財産戦略大綱に基づき、平成17年度までに、関係府省は、迅速かつ的確な特許審査や司法制度のあり方、知的財産の創造・流通・活用の促進、知的財産権侵害品に対する国境措置の強化等の課題について、集中的・計画的に取り組む。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>大学知的財産本部整備事業、科学技術振興事業団における特許の戦略的取得に向けた事業、知的財産専門人材の養成のための取組を推進する。(平成15年度予算案3,977百万円)</p>	<p>知的財産専門人材の養成については、平成14年度に2大学を選定し、実施中。</p>	<p>大学における特許取得・活用を促進することが急務。</p>	<p>大学知的財産本部整備事業、科学技術振興事業団における特許の戦略的取得に向けた事業、知的財産専門人材の養成のための取組を引き続き強力に実施。</p>
		<p>生物遺伝資源等の研究開発成果物等について広く収集・保存・提供する体制の充実を図るため、平成14年度よりナショナルバイオリソースプロジェクトを開始。(平成15年度予算案4,000百万円、平成14年度補正予算額800百万円)</p>	<p>平成14年度においてはプロジェクトを担う実施機関の選定を行うとともに、事業に着手した。</p>		<p>引き続き、事業計画の着実な推進につとめる。</p>

		特許情報とそれに関連した技術情報を研究者が容易に検索できる環境の検討。(平成15年度予算案約30百万円)			平成15年度にシステムの概念設計を実施。
文部科学省、経済産業省は、関係府省と協力し、平成14年度から、バイオ、IT等地域に蓄積した知的資産を活用し、知的クラスター創成事業や産業クラスター計画を相互に連携しつつ推進する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・知的クラスター創成事業においては全国12地域で事業を推進(平成14年度補正予算600百万円、平成15年度予算案6,900百万円) ・都市エリア産学官連携促進事業においては全国19地域で事業を推進(平成15年度予算案3,100百万円) ・3地域(東北・長野・上田、香川)をはじめとした各地域において文部科学省の「知的クラスター創成事業」と経済産業省の「産業クラスター計画」の連携をはかる「地域クラスター推進協議会」を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的クラスター創成事業、都市エリア産学官連携促進事業においては、産学官の共同研究等が進捗。 ・東北地域、長野・上田地域、高松地域等において「地域クラスター推進協議会」の開催が実現し、省庁の枠を超えた施策のモデルとなり得る。地域クラスター推進協議会も合同成果発表会を開催することにより、産業クラスター計画との連携が進むとともに、東北地方においては両事業の関係者約60名が参加する等、地域における産学官連携の機運が高まった。 	地域主体で産学官連携が進んでおり、今後、具体的な成果を上げていくことが課題。	<ul style="list-style-type: none"> ・両事業の連携を深めるための地域クラスター推進協議会、合同成果発表会を各地域で開催。 ・平成14年度中に、知的クラスター創成事業において、6試行地域から3地域を本格実施地域へ移行。 ・平成14年度中に、都市エリア産学官連携促進事業において、新規に9地域を選定。 ・知的クラスター創成事業においては、平成16年度に厳正な中間評価を実施。
八. 規制改革					
国立大学の法人化後の大学運営について、複数の民間機関等により評価を実施する。	文部科学省	平成14年の臨時国会において、改正学校教育法(平成14年11月29日法律第118号)により、文部科学大臣の認証を受けた複数の民間機関等による大学の第三者評価制度を導入。(平成16年4月1日施行)		複数の認証評価機関が参画すること。また、それによる第三者評価の質的向上と信頼性の確保。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度に、評価機関の認証基準を策定。 ・平成16年度から第三者評価を施行

<p>文部科学省は、国立大学の法人化を待たず、平成15年度から、弾力的な勤務形態（例えば週20時間勤務）による教官の任用を進め、兼業・起業を促進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>右成果の実施に向けて関係規定等の整備を行い、国立大学等に周知する。</p>	<p>「構造改革特区推進のためのプログラムにおいて、国立大学教員等が勤務時間内に兼業することについて、TLO及び研究成果活用企業における役員兼業については構造改革特区で、また、産学官連携活動のために行う非役員兼業については全国で可能とする旨明記。</p>	<p>現場への周知徹底が必要。</p>	<p>国立大学等の法人化後は、各大学において、さらに兼業・起業が促進されるよう弾力的な勤務形態を設計。</p>
<p>文部科学省は、「英語が使える日本人」の育成を目指し、平成14年度中に英語教育の改善のための行動計画をとりまとめる。平成15年度から外国人の優秀な外国語指導助手の正規教員等への採用を促進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想－英語力・国語力増進プラン－を策定（平成14年7月）。平成15年度予算案を踏まえ、戦略構想を見直し、行動計画を策定予定（平成14年度中）</p>	<p>各都道府県教育委員会等において、学習者のモチベーションの高揚、教育内容等の改善、英語教員の資質向上など英語教育の抜本的改善のための施策の実施に向けた取組が活性化。</p>	<p>『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』を策定し、関連施策を着実に推進する。</p>	<p>『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』の策定及び着実な実施。（平成15年度予算案1,100百万円）</p>
		<p>都道府県教育委員会等に対して、外国人（英語を母語として使用できる者をいう。以下同じ。）の正規教員への積極的な採用について指導。また、外国人の正規教員への採用について、都道府県教育委員会に対し調査を実施するとともに、当該調査結果をもとに、外国人の任用に係る加配措置について精査（平成14年度中）。</p>	<p>各都道府県教育委員会等において、外国人の正規教員への採用に向けての検討が活発化。</p>		<p>都道府県教育委員会等に対して、引き続き外国人の正規教員への積極的な採用について指導。平成15年度中に次年度の外国人の正規教員への採用について、都道府県教育委員会に対して調査を実施。当該調査結果をもとに、外国人の任用に係る加配措置について精査。</p>
		<p>戦略構想において検討課題とされた、中学校、高等学校及び大学の英語教育の現状や課題等の把握・分析・評価及び英語教育の改善方案に必要な研究を行なう研究グループを設置（平成14年9月19日）。</p>	<p>研究グループから「英語教員研修モデルプログラム（骨子）」の報告を受け、各都道府県教育委員会等に対し情報提供。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・15年度中に、「英語教員研修ガイドブック（仮称）」を作成・提示 ・15年度末までに、各研究グループによる研究内容について、一定の成果のとりまとめ。 ・それ以降は、当該研究成果について、英語教育の改善のための取組に適切に活用するとともに、引き続き研究を進める

<p>文部科学省、経済産業省及び関係府省は、事業化支援や起業家育成(インキュベーション)事業の充実等により「大学発ベンチャー1000社計画」を推進する(平成14年度以降3カ年)。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・大学発ベンチャーによる国立大学施設の有償使用を可能化(14年6月)。</p>	<p>平成14年8月時点で453の大学発ベンチャーが創出。</p>		<p>大学発ベンチャー創出を支援する事業において、平成15年度からプログラム管理者(プログラムオフィサー)を配置することなどにより、制度の適切な運用を図る予定。</p>
<p>文部科学省、経済産業省は、関係府省と協力し、平成14年度から、バイオ、IT等地域に蓄積した知的資産を活用し、知的クラスター創成事業や産業クラスター計画を相互に連携しつつ推進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・知的クラスター創成事業においては全国12地域で事業を推進(平成14年度補正予算600百万円、平成15年度予算案6,900百万円) ・都市エリア産学官連携促進事業においては全国19地域で事業を推進(平成15年度予算案3,100百万円) ・3地域(東北、長野・上田、香川)をはじめとした各地域において文部科学省の「知的クラスター創成事業」と経済産業省の「産業クラスター計画」の連携をはかる「地域クラスター推進協議会」を開催。</p>	<p>・知的クラスター創成事業、都市エリア産学官連携促進事業においては、産学官の共同研究等が進捗。 ・東北地域、長野・上田地域、高松地域等において「地域クラスター推進協議会」の開催が実現し、省庁の枠を超えた施策のモデルとなり得る。地域クラスター推進協議会も合同成果発表会を開催することにより、産業クラスター計画との連携が進むとともに、東北地方においては両事業の関係者約60名が参加する等、地域における産学官連携の機運が高まった。</p>	<p>地域主体で産学官連携が進んでおり、今後、具体的な成果を上げていくことが課題。</p>	<p>・両事業の連携を深めるための地域クラスター推進協議会、合同成果発表会を各地域で開催。 ・平成14年度中に、知的クラスター創成事業において、6試行地域から3地域を本格実施地域へ移行。 ・平成14年度中に、都市エリア産学官連携促進事業において、新規に9地域を選定。 ・知的クラスター創成事業においては、平成16年度に厳正な中間評価を実施。</p>
<p>ホ. その他の制度改革</p>					
<p>国立大学の法人化後の大学運営について、複数の民間機関等により評価を実施する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成14年の臨時国会において、改正学校教育法(平成14年11月29日法律第118号)により、文部科学大臣の認証を受けた複数の民間機関等による大学の第三者評価制度を導入。(平成16年4月1日施行)</p>		<p>複数の認証評価機関が参画すること。また、それによる第三者評価の質的向上と信頼性の確保。</p>	<p>平成15年度に、評価機関の認証基準を策定。平成16年度から第三者評価を施行</p>

<p>文部科学省は、「英語が使える日本人」の育成を目指し、平成14年度中に英語教育の改善のための行動計画をとりまとめる。平成15年度から外国人の優秀な外国語指導助手の正規教員等への採用を促進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>『「英語が使える日本人」の育成のための戦略構想－英語力・国語力増進プラン－』を策定(平成14年7月)。平成15年度予算案を踏まえ、戦略構想を見直し、行動計画を策定予定(平成14年度中)</p>	<p>各都道府県教育委員会等において、学習者のモチベーションの高揚、教育内容等の改善、英語教員の資質向上など英語教育の抜本的改善のための施策の実施に向けた取組が活性化。</p>	<p>『「英語が使える日本人」の育成のための行動計画』を策定し、関連施策を着実に推進する。</p>	<p>『「英語が使える日本人」の育成のための行動計画』の策定及び着実な実施。(平成15年度予算案1,100百万円)</p>
		<p>都道府県教育委員会等に対して、外国人(英語を母語として使用できる者をいう。以下同じ。)の正規教員への積極的な採用について指導。また、外国人の正規教員への採用について、都道府県教育委員会に対し調査を実施するとともに、当該調査結果をもとに、外国人の任用に係る加配措置について精査(平成14年度中)。</p>	<p>各都道府県教育委員会等において、外国人の正規教員への採用に向けての検討が活発化。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県教育委員会等に対して、引き続き外国人の正規教員への積極的な採用について指導。 ・平成15年度中に次年度の外国人の正規教員への採用について、都道府県教育委員会に対して調査を実施。 ・当該調査結果をもとに、外国人の任用に係る加配措置について精査。
		<p>戦略構想において検討課題とされた、中学校、高等学校及び大学の英語教育の現状や課題等の把握・分析・評価及び英語教育の改善方策に必要な研究を行なう研究グループを設置(平成14年9月19日)。</p>	<p>研究グループから「英語教員研修モデルプログラム(骨子)」の報告を受け、各都道府県教育委員会等に対し情報提供。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・15年度中に、「英語教員研修ガイドブック(仮称)」を作成・提示 ・15年度末までに、各研究グループによる研究内容について、一定の成果のとりまとめ。 ・それ以降は、当該研究成果のための取組に適切に活用するとともに、引き続き研究を進め

厚生労働省、農林水産省、環境省及び関係府省は、若年者トライアル雇用、インターンシップ、「緑の雇用」の活用などによる職業体験機会の充実等を通じて、青少年等の職業理解を促進し、職業意識を醸成させる。	文部科学省	各都道府県におけるインターンシップの実施状況の把握に努めるとともに、その結果を公表した。	平成13年度におけるインターンシップの学科別実施率(公立高校)は全体で38.9%となっており、着実に実施率が上昇している。		今後とも状況の把握に努めるとともに、適切な情報提供を行い、インターンシップの一層の促進を図る。
		・インターンシップ推進全国フォーラムの開催 ・インターンシップを実施する大学に経費を配分	・大学等のインターンシップ実施率の向上(別紙参照)		左記の施策等を通じて、大学等におけるインターンシップの更なる推進を図る。
厚生労働省、文部科学省は、若年者雇用を促進するため、学校と職業安定機関が緊密に連携しつつ、学校における就職支援体制の強化を図るとともに、不安定就労若年者等に対する効果的なカウンセリングの実施や職業訓練の一層の推進を図る。	文部科学省	各都道府県における就職内定状況の把握に努めるとともに、厚生労働省が実施する様々な就職支援策の活用等を促す旨の通知を発出した。			今後とも状況の把握に努めるとともに、職業安定機関との連携を一層密にして、学校における就職支援に努める。
男女共同参画会議は、女性の個性や能力が活用されるようなチャレンジ支援策を平成14年度中にとりまとめ、企業等における女性の能力発揮のための積極的取組みの推進等を図る。	文部科学省	一人一人が主体的に多様なキャリアを設計し、個性や能力を十分発揮しながら柔軟に働いたり学んだりできるような、活力に満ちた社会を創造するために必要な支援の在り方を検討するため、平成14年11月11日に「女性の多様なキャリアを支援するための懇談会」を設置した。 特に大学・研究所等の女性研究者への支援の在り方について懇談会において検討中。			平成15年3月末までに第1次報告を提出予定。

<p>文部科学省は、平成14年度中に、研究成果物、知的財産権等の取扱いについて、産学官連携における大学のルールを整備する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>研究開発成果の取扱いに関する検討会において、研究開発成果としての有体物に関する取扱いルールを明確化。また、科学技術・学術審議会知財ワーキング・グループにおいて、特許等知的財産権の大学への帰属及び組織的管理、活用のあり方について報告書を取りまとめ（14年11月）</p>	<p>各大学において知的財産の取扱いルールを整備することで、各大学の技術移転を促進。 各大学では大学の実状に応じた研究成果有体物の取扱いルールを策定するため、検討委員会を設置し検討を行っているなどルール整備に取り組んでいる。</p>		<p>各大学に対し、引き続きルール整備について周知を図るとともに、平成15年度に開始する大学知的財産本部整備事業を通じ、大学の体制整備を推進する。</p>
<p>文部科学省、経済産業省及び関係府省は、事業化支援や起業家育成（インキュベーション）事業の充実等により「大学発ベンチャー1000社計画」を推進する（平成14年度以降3カ年）。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・大学発ベンチャーの創出を支援する制度など産学官連携を推進する（平成15年度予算案7,945百万円）。 ・国立大学にインキュベーション施設を整備（23大学）</p>	<p>平成14年8月時点で453の大学発ベンチャーが創出。</p>		<p>大学発ベンチャー創出を支援する事業において、平成15年度からプログラム管理者（プログラムオフィサー）を配置することなどにより、制度の適切な運用を図る予定。</p>
<p>文部科学省、経済産業省は、平成14年度以降も引き続き、民間人の大学への登用、産学におけるワンストップ窓口の整備など、大学等における連携推進体制を構築する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・民間企業等出身の専門人材を国立大学共同研究センター等へ配置する（平成15年度予算案1,356百万円）。 ・大学知的財産本部整備事業を推進する（平成15年度予算案2,415百万円）。 ・国内の国公立大学等における産学官連携窓口をまとめた冊子（CONTACT'02）を作成し配布。</p>	<p>平成15年2月時点で民間企業等出身の専門人材を国立大学共同研究センターに102名配置。</p>	<p>窓口の周知を図るとともに学内での連携・連絡体制を密にするなど、今後とも体制整備を進める必要がある。</p>	<p>・専門人材の充実及び情報交流を促進する。 ・大学知的財産本部整備事業等を引き続き実施。</p>
<p>内閣府は、平成14年度、潜在性のある科学技術を軸にした技術革新やビジネスモデルが拓く新しい産業の可能性や将来性を検討する「動け！日本」緊急産学官プロジェクトを推進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>緊急産学官プロジェクトの中核をなす「科学技術の産業化と新産業構造モデル構築による経済活性化方策に関する緊急調査研究」を科学技術振興調整費の緊急研究として実施。シンポジウムを東京、大阪、福岡などで開催した。</p>			

<p>文部科学省、経済産業省は平成14年度から、大学発ベンチャーの育成、公設試験機関や企業の有する基礎研究の実用化等の観点から、マッチング事業等を推進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>大学発ベンチャー創出支援、産学官共同研究推進のためのマッチングファンド、科学技術振興事業団における特許の戦略的取得に向けた事業を推進。(平成15年度予算案8,150百万円)</p>	<p>平成14年8月時点で453の大学発ベンチャーが創出。</p>		<p>大学発ベンチャー創出支援、産学官共同研究推進のためのマッチングファンド、特許の戦略的取得のための事業を引き続き実施。</p>
<p>我が国の国際競争力を強化し、経済を活性化していくために、知的財産戦略会議が取りまとめる知的財産戦略大綱に基づき、平成17年度までに、関係府省は、迅速かつ的確な特許審査や司法制度のあり方、知的財産の創造・流通・活用の促進、知的財産権侵害品に対する国境措置の強化等の課題について、集中的・計画的に取り組む。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>大学知的財産本部整備事業、科学技術振興事業団における特許の戦略的取得に向けた事業、知的財産専門人材の養成のための取組を推進する。(平成15年度予算案3,977百万円)</p>	<p>知的財産専門人材の養成については、平成14年度に2大学を選定し、実施中。</p>	<p>大学における特許取得・活用を促進することが急務。</p>	<p>大学知的財産本部整備事業、科学技術振興事業団における特許の戦略的取得に向けた事業、知的財産専門人材の養成のための取組を引き続き強力に実施。</p>
		<p>特許情報とそれに関連した技術情報を研究者が容易に検索できる環境の検討。(平成15年度予算案約30百万円)</p>			<p>平成15年度にシステムの概念設計を実施。</p>

B. 事業創造、 雇用拡大	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
八. 規制改革					
<p>「官」から「民」の観点に立ち、規制改革（構造改革特区を含む）や民営化、民間委託、PFIについて論じていただきたい。 （7月19日総理指示）</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・中央教育審議会答申（平成14年8月5日）を受けて、学校教育法の改正を行い（平成14年11月29日法律第118号）、組織改編の前後で授与する学位の種類・分野に変更がない場合は、認可不要とする等の設置認可の弾力化、文部科学大臣の認証を受けた複数の民間機関等による大学の第三者評価制度の導入等を行った。また、校地面積基準等についても、今年度に措置する予定である。 ・「21世紀COEプログラム」へ163大学464件の申請があり、50大学113件の拠点を採択した。 ・円滑に国立大学法人（仮称）へ移行するために、国大協における検討に協力 ・国立大学長・大学共同利用機関長等会議において、法人化の進捗状況等について説明。</p>			<p><評価> 平成15年度に評価機関の認証基準を策定 医学系等5分野について公募・選定を行う 平成16年度から第三者評価を施行</p>
<p>○大学改革等 ・規制改革の同時推進</p>	<p>内閣官房 文部科学省 総務省 人事院</p>	<p>・中央教育審議会答申（平成14年8月5日）を受けて、学校教育法の改正を行い（平成14年11月29日法律第118号）、組織改編の前後で授与する学位の種類・分野に変更がない場合は、認可不要とする等の設置認可の弾力化、文部科学大臣の認証を受けた複数の民間機関等による大学の第三者評価制度の導入等を行った。また、校地面積基準等についても、今年度に措置する予定である。 ・「21世紀COEプログラム」へ163大学464件の申請があり、50大学113件の拠点を採択した。</p>			<p>・平成15年度に、評価機関の認証基準を策定 医学系等5分野について公募・選定を行う ・平成16年度から第三者評価を施行</p>

ホ. その他の制度改革					
「官」から「民」の観点に立ち、規制改革（構造改革特区を含む）や民営化、民間委託、PFIについて論じていただきたい。 （7月19日総理指示） <再掲>					
○大学改革等 ・規制改革の同時推進 <再掲>					

B. 事業創造、雇用拡大	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<p>八. 規制改革</p>					
<p>・産学官連携による研究開発・事業化等の推進 総合科学技術会議は、本年6月、「産学官連携の基本的考え方と推進方策」を決定し、産学官連携の形態別（技術移転、大学発ベンチャー等）、分野別（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料）の課題と具体的方策、地域科学技術の振興、産学官連携の観点から見た大学改革、人材交流の活性化等の基本的考え方を明らかにした。同推進方策に基づき、産学官連携のための基盤形成・環境整備、企業化につながる研究開発、研究成果の円滑な移転・実用化・事業化の支援などの取組を積極的に推進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>＜産学官連携＞ 大学発ベンチャー創出支援、産学官共同研究推進のためのマッチングファンド、科学技術振興事業団における特許の戦略的取得に向けた事業など産学官連携を推進する（平成15年度予算案8,150百万円）。 ＜重点4分野＞ ・我が国の経済を活性化する観点から、大学等での研究開発の成果を活用し産学官の技術力の活用等により、実用化を視野に入れた研究開発プロジェクトを戦略的に推進する「経済活性化のための研究開発プロジェクト」を推進する（平成15年度予算案14プロジェクト11,467百万円）。 ＜地域科学技術＞ ・知的クラスター創成事業においては全国12地域で事業を推進（平成14年度補正予算600百万円、平成15年度予算案6,900百万円） ・都市エリア産学官連携促進事業においては全国19地域で事業を推進。 ・3地域（東北、長野・上田、香川）をはじめとした各地域において文部科学省の「知的クラスター創成事業」と経済産業省の「産業クラスター計画」の連携をはかる「地域クラスター推進協議会」を開催。</p>	<p>＜産学官連携＞ 平成14年8月時点で453の大学発ベンチャーが創出。 ＜重点4分野＞ ・平成15年度政府予算案において、重点4分野を中心に「経済活性化のための研究開発プロジェクト」を計上するなど、メリハリのある予算編成を実現。 ＜地域科学技術＞ ・知的クラスター創成事業、都市エリア産学官連携促進事業においては、産学官の共同研究等が進捗。 ・東北地域、長野・上田地域、高松地域等において「地域クラスター推進協議会」の開催が実現し、省庁の枠を超えた施策のモデルとなり得る。地域クラスター推進協議会も合同成果発表会を開催することにより、産業クラスター計画との連携が進むとともに、東北地方においては両事業の関係者60名が参加する等、地域における産学官連携の機運が高まった。</p>		<p>＜産学官連携＞ 大学発ベンチャー創出支援、産学官共同研究推進のためのマッチングファンド、特許の戦略的取得のための事業を引き続き実施。 ＜重点4分野＞ 「科学技術創造立国」の実現を目指し、科学技術基本計画に沿って、各種施策を着実に実施していく。 ＜地域科学技術振興＞ ・知的クラスター、産業クラスター両事業の連携を深めるための地域クラスター推進協議会、合同成果発表会を各地域で開催。 ・知的クラスター創成事業において、6試行地域から3地域を本格実施地域へ移行。 ・都市エリア産学官連携促進事業において、新規に9地域を選定。 ・引き続き知的クラスター創成事業と都市エリア産学官連携促進事業の推進。 ・知的クラスター創成事業においては、平成16年度に厳正な中間評価を実施。</p>

<p>・産学連携を円滑化し、大学発ベンチャーの創造を加速化するため、以下のような規制改革を行う。 大学設置認可の弾力化・大学設置基準の緩和(学校教育法の改正(臨時国会)等)。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・大学発ベンチャーの国立大学の施設の有償使用が可能に(平成14年6月)。 ・構造改革特別区域法が平成14年度臨時国会で成立したことにより、国立大学等の国有施設・敷地の使用要件等が緩和される予定。 ・学校教育法等を改正し、組織改編の前後で授与する学位の種類・分野に変更がない場合は、認可不要とする等の設置認可の弾力化を行った。 ・「平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」(大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定)における「大学、学部の設置及び収容定員増については、抑制的に対応する」との方針は撤廃した。 ・大学設置審査に係る基準について、それぞれ規定の必要性を吟味し、整理を図るとともに一貫性を高め、明確化を図る観点から、原則として告示以上の法令で規定。 さらに、大学設置基準等に規定されている校地・校舎の面積基準等の緩和を図るとともに、学部レベルでも授業を校舎等以外の場所で行うことができることとした。</p>	<p>・大学発ベンチャーの有償使用について、既にいくつかの国立大学で実施。 ・構造改革特別区域法により、国立大学等の国有施設・敷地の廉価使用の範囲の拡大、要件の緩和が図られることとなった。</p>		<p>・制度の周知を図ることにより、制度の十分な活用を促す。 ・特区について地方自治体から申請があった際には出来る限り迅速に対応する。</p>
<p>国有施設使用要件の柔軟化(構造改革特別区域法(仮称)による研究交流促進法の特例(臨時国会))。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・構造改革特別区域法が平成14年度臨時国会で成立したことにより、国立大学等の国有施設・敷地の使用要件等が緩和される予定。</p>	<p>・構造改革特別区域法により、国立大学等の国有施設・敷地の廉価使用の範囲の拡大、要件の緩和が図られることとなった。</p>		<p>・特区について地方自治体から申請があった際には出来る限り迅速に対応する。</p>
<p>・大学等から民間企業への技術移転の迅速化を図るため、科学技術振興事業団が実施する委託開発事業に係る認可等の手続きを廃止する(独立行政法人科学技術振興機構法案(臨時国会))</p>	<p>文部科学省</p>	<p>独立行政法人科学技術振興機構法案が平成14年度臨時国会で成立。</p>	<p>独立行政法人科学技術振興機構が発足する平成15年10月より、委託開発事業にかかる文科大臣の認可及び関係大臣に対する協議が廃止となる。</p>		

ホ. その他の制度改革

<p>・産学官連携による研究開発・事業化等の推進 総合科学技術会議は、本年6月、「産学官連携の基本的考え方と推進方策」を決定し、産学官連携の形態別（技術移転、大学発ベンチャー等）、分野別（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料）の課題と具体的方策、地域科学技術の振興、産学官連携の観点から見た大学改革、人材交流の活性化等の基本的考え方を明らかにした。同推進方策に基づき、産学官連携のための基盤形成・環境整備、企業化につながる研究開発、研究成果の円滑な移転・実用化・事業化の支援などの取組を積極的に推進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>＜産学官連携＞ 大学発ベンチャー創出支援、産学官共同研究推進のためのマッチングファンド、科学技術振興事業団における特許の戦略的取得に向けた事業など産学官連携を推進する（平成15年度予算案8,150百万円）。 ＜重点4分野＞ ・我が国の経済を活性化する観点から、大学等での研究開発の成果を活用し産学官の技術力の活用等により、実用化を視野に入れた研究開発プロジェクトを戦略的に推進する「経済活性化のための研究開発プロジェクト」を推進する（平成15年度予算案14プロジェクト11,467百万円）。 ＜地域科学技術＞ ・知的クラスター創成事業においては全国12地域で事業を推進（平成14年度補正予算600百万円、平成15年度予算案6,900百万円） ・都市エリア産学官連携促進事業においては全国19地域で事業を推進。 ・3地域（東北、長野・上田、香川）をはじめとした各地域において文部科学省の「知的クラスター創成事業」と経済産業省の「産業クラスター計画」の連携をはかる「地域クラスター推進協議会」を開催。</p>	<p>＜産学官連携＞ 平成14年8月時点で453の大学発ベンチャーが創出。 ＜重点4分野＞ ・平成15年度政府予算案において、重点4分野を中心に「経済活性化のための研究開発プロジェクト」を計上するなど、メリハリのある予算編成を実現。 ＜地域科学技術＞ ・知的クラスター創成事業、都市エリア産学官連携促進事業においては、産学官の共同研究等が進捗。 ・東北地域、長野・上田地域、高松地域等において「地域クラスター推進協議会」の開催が実現し、省庁の枠を超えた施策のモデルとなり得る。地域クラスター推進協議会も合同成果発表会を開催することにより、産業クラスター計画との連携が進むとともに、東北地方においては両事業の関係者薬60名が参加する等、地域における産学官連携の機運が高まった。</p>		<p>＜産学官連携＞ 大学発ベンチャー創出支援、産学官共同研究推進のためのマッチングファンド、特許の戦略的取得のための事業を引き続き実施。 ＜重点4分野＞ 「科学技術創造立国」の実現を目指し、科学技術基本計画に沿って、各種施策を着実に実施していく。 ＜地域科学技術振興＞ ・知的クラスター、産業クラスター両事業の連携を深めるための地域クラスター推進協議会、合同成果発表会を各地域で開催。 ・知的クラスター創成事業において、6試行地域から3地域を本格実施地域へ移行。 ・都市エリア産学官連携促進事業において、新規に9地域を選定。 ・引き続き知的クラスター創成事業と都市エリア産学官連携促進事業の推進。 ・知的クラスター創成事業においては、平成16年度に厳正な中間評価を実施。</p>
<p>・「動け！日本」緊急産学官プロジェクトの推進 技術革新や経営革新を通じて企業の生産性を高め、経済を活性化する観点から、「動け！日本」緊急産学官プロジェクトを推進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>緊急産学官プロジェクトの中核をなす「科学技術の産業化と新産業構造モデル構築による経済活性化方策に関する緊急調査研究」を科学技術振興調整費の緊急研究として実施。シンポジウムを東京、大阪、福岡などで開催した。</p>			

<p>・産学連携を円滑化し、大学発ベンチャーの創造を加速化するため、以下のような規制改革を行う。</p> <p>大学設置認可の弾力化・大学設置基準の緩和(学校教育法の改正(臨時国会)等)。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・大学発ベンチャーの国立大学の施設の有償使用が可能に(平成14年6月)。</p> <p>・構造改革特別区域法が平成14年度臨時国会で成立したことにより、国立大学等の国有施設・敷地の使用要件等が緩和される予定。</p> <p>・学校教育法等を改正し、組織改編の前後で授与する学位の種類・分野に変更がない場合は、認可不要とする等の設置認可の弾力化を行った。</p> <p>・「平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」(大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定)における「大学、学部の設置及び収容定員増については、抑制的に対応する」との方針は撤廃した。</p> <p>・大学設置審査に係る基準について、それぞれ規定の必要性を吟味し、整理を図るとともに一覧性を高め、明確化を図る観点から、原則として告示以上の法令で規定。</p> <p>さらに、大学設置基準等に規定されている校地・校舎の面積基準等の緩和を図るとともに、学部レベルでも授業を校舎等以外の場所で行うことができることとした。</p>	<p>・大学発ベンチャーの有償使用について、既にいくつかの国立大学で実施。</p> <p>・構造改革特別区域法により、国立大学等の国有施設・敷地の廉価使用の範囲の拡大、要件の緩和が図られることとなった。</p>		<p>・制度の周知を図ることにより、制度の十分な活用を促す。</p> <p>・特区について地方自治体から申請があった際には出来る限り迅速に対応する。</p>
--	--------------	--	---	--	--